

陳 情 文 書 表 (平成25年9月4日定例会提出)

陳情第1号

原子力規制委員会の新規制基準施行後直ちに大飯原子力発電所3号機及び4号機の再審査(バックフィット)を実施し、運転の当否を判断することを求める意見書の提出を求める陳情書

平成25年6月18日受理

陳情者 奈良県北葛城郡王寺町久度1-17-7
603
武 部 毅 陸

陳情趣旨及び理由

原子力規制委員会は、平成25年4月10日に原子力発電所の再稼働を認めるかどうかの判断の基準となる「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等」(新規制基準案)を了承しました。この新規制基準は同年7月18日までに施行されることとされています。

現在稼働中の大飯原子力発電所3号機・4号機の再審査については、現在の稼働状態が暫定的・限定的なものであるにもかかわらず、新規制基準施行時に行わず、通常の定期検査時期となる本年9月以降に行うものとされ、そのかわりに運転を続ける条件を満たしているかどうかを把握するための確認作業が行われているところであります。

深刻な被害をもたらしている東京電力福島第一原子力発電所の事故を振り返ったとき、原子力発電所には新しい規制基準が適用されていること、並びに万が一の事故対策が十全に講じられていることを、わかりやすく国民に説明し、納得を得ることが不可欠と考えます。

よって、奈良市議会として、政府並びに原子力規制委員会に対して、国民の生命、財産を守る立場から新しい規制基準の施行後、直ちに新しい規制基準に基づいて再審査(バックフィット)を実施し、大飯原発の運転の当否を判断することを強く求める旨の意見書を提出することを求めます。

上記陳情します。